

自治公民館運営のてびき



延岡市教育委員会

毎月第3日曜日は「家庭の日」 ～家族のふれあいを大切に～

延岡市市民憲章



- 郷土を愛し、自然の美しさを生かしましょう。 市章
- 遠い歴史をたたえ、新しい時代の風習をそだてましょう。
- 健康で清潔な町にしましょう。
- 公共のものを愛護し、だれにもあたたかく親切にしましょう。
- 力をあわせて住みよい延岡市をつくりましょう。

昭和38年2月11日制定

延岡市歌

作詞 橋 上ね子
作曲 柳 田 育 秀

Moderato (明るく) *mf*

1. し お ひ か る み な み
の う み に そ そ ざ い る こ か せ
の な が れ と お き ひ の れ き
し お ひ め て む ら さ き に や ま の つ ら
なる と こ ろ あ の べ お か の べ お か
- つ ね - に う る - わ し 2. あ れ 3. ふ

2 新しき郷土のあゆみ
風かおる工都の空に
生産の旗ひるがえり
勤労の息吹き高まるどころ
ああ延岡つねに逞 (たくま) し

3 古き世の歴史をたたえ
花ひらく文化のかおり
新しき郷土の明日 (あした) に
誓わばや堅く市民われら
ああ延岡つねに栄光 (はえ) あれ

「～未来をひらく人づくり都市宣言～」

延岡市には、水と緑の豊かな自然、城下町としての歴史、そのなかで育まれた伝統文化、産業など、誇れるものが数多くあります。

私たちはこの素晴らしい価値あるものを継承し、それぞれの役割を果たしながら、活力にあふれ人や自然にやさしい延岡を創造していかなければなりません。

今こそ、私たちの^{まち}郷土は私たちで創るという情熱と自覚を持った^{ひと}人材を育成することが求められています。

延岡市は、次代を担う子どもたちの生きる力や豊かな感性を育む環境づくりを進めるとともに、全ての市民が心をあわせ、ふるさと延岡に愛と誇りを持ち、明日に羽ばたく人間性豊かな人づくりに取り組みます。

ここに延岡市は、市制70周年にあたり「未来をひらく人づくり」を行うことを宣言します。

平成15年2月11日
延岡市

目 次

I. 自治公民館とは何か	1
II. 組織や機構はどのようにあればよいか	7
III. 自治公民館の運営や活動はどのようにあればよいか	10
IV. 学習活動の効果をあげるにはどうすればよいか	19
V. 自治公民館の会計はどうあったらよいか	21
VI. 自治公民館の施設・設備はどのようにあればよいか	28
VII. 資 料	
(1) 自治公民館活動での事業(例)	30
(2) 自治公民館の規約(例)	31
(3) 市公民館連絡協議会の機構	34

変容する社会の中において、生涯学習の立場から社会教育の重要性が唱えられております。なかでも自治公民館は、生涯学習の場、地域住民の交流の場、社会教育活動の拠点としてその果たす役割はますます重要となつてまいりました。

現在、市内各地において、それぞれ独自の自治公民館活動が展開されております。みなさんの力をあわせて、「明るく豊かな住みよい郷土・延岡市」建設に努力しようではありませんか。

この「自治公民館運営のてびき」は、その一助として刊行するものです。ご活用をお願いいたします。

I 自治公民館とは何か

1. 自治公民館の発生と名称

私たちは、将来子どもたちが「ふるさと」と呼ぶ地域で、生活を営んでいます。この地域は今までに、町内会・自治会・団地会等いろいろな呼び方の自治組織を持っていました。この自治組織は、地域住民が協力し、自分たちの力で助けあいながら住みよい地域づくりをしようとする組織でした。そして地域住民の話し合いやとりきめ、その結果に基づく諸実践活動を行う場として、「公民館」・「集会所」・「公会堂」等と、いろいろな名称で呼ばれてきました。

そこで、昭和47年の宮崎県公民館連合会の総会で、これらの組織と施設を、「自治公民館」と総称することを申し合わせ、現在に至っており一応定着した名称となっています。

2. 自治公民館とは

自治公民館は、地域住民によって組織され、各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、上層の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し、住みよい地域づくりをめざした住民の自治活動実践の場です。

3. 自治公民館の法的な位置づけと諸原則

自治公民館は地域住民と非常に密接なつながりを持っています。法的には社会教育法第42条に規定されている、公民館類似施設と呼ばれ、公立公民館とは一応区別されています。最も身近にある住民自治の場であり、生涯学習の場です。

(1) 地域形成の原則

自治公民館では、住民の連帯や共同性をつくりあげていくために事業を行い、全住民が地域活動に積極的に参加して、住みよい地域づくりへの努力をすることが必要です。

(2) 自主運営の原則

また、住民の手による運営組織があり、その組織の運営責任者も住民によって選ばれ、いくつかの専門部活動によって運営され、他に左右されることなく自主的な活動が推進されなくてはなりません。

(3) 自主企画の原則

特に事業の企画・決定にあたっては、住民の意向を反映した事業計画が自主的に企画され決定される必要があります。

(4) 自主財源の原則

自治公民館には、地域形成、自主運営、自主企画等の諸原則がありますが、これらの諸原則は有形無形のいずれの場合も経費を伴うものです。経常的な運営費、事業費や施設の設置や改善等については大部分は地域住民の会費によってまかなわれる自主財源の原則に拠っています。

(5) 生涯学習社会の中での自治公民館という原則

私たちは常々、「人間として豊かな潤いのある生活をしたい。」「人間としての生きがいのある充実した人生が送れるように、自分の生涯の各期にわたって意義深い学習機会を持ちたい。」と願っています。ここに生涯学習の必要性があり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学習できる生涯学習社会の実現が望まれているわけです。個人のあらゆる学習要求を満たしながら、地域社会では、住民がともに集い、ともに学び、連帯を強めて、「自分たちの地域は、自分たちの力で」という自治意識の向上をめざす地域づくりを進めています。この活動における自治公民館の存在は、住民の最も身近な生涯学習の場を提供するという立場から、極めて重要なものがあります。

4. 自治公民館の機能

(1) 自治公民館は地域における社会教育活動のための施設です。

自治公民館は単なる集会所ではなく、また町内自治の中心となるだけの施設でもありません。自治公民館は生涯学習社会における地域住民の個人学習や集団学習の場を提供する教育施設としての機能を持っています。

(2) 自治公民館は、地域住民の生活課題解決の場です。

私たちのまわりには個人生活・社会生活のいずれかを問わず、生活上のいろいろな問題が発生しています。中には快適な生活を妨げる問題もあるし、住民個々の対応でなく全地域をあげて取り組まなくてはならない問題もあります。このような問題を自治公民館が、地域の問題として取り上げて学習し、解決への実践活動をすすめる中で、地域が持つ生活課題を解決していくことができます。最近、特に社会問題として注目されている高齢化社会の問題、ごみの問題を含む環境問題などのどの一つを取り上げてみても、個々の自治公民館で十分な学習と実践活動を継続して行うことが必要です。

(3) 自治公民館は、地域住民の人間関係をよくしていく場です。

自治公民館の活動を通して、人と人とのふれあいを図り、よりよい人間関係をつくりあげ、その中で、相互理解と地域連帯感を高めることが、自治公民館の大事な目的の一つです。ともすれば隣の名前を知らないほど、横のつながりが薄くなりがちですから、強い連帯感を持ち、地域社会の課題解決に努めながら、確固たる人間関係の確立を図る必要があります。

(4) 自治公民館は、学習集団育成の場です。

自治公民館における学習活動は、単なる知識の吸収にとどまらず、学習プラス実践活動とおして生活を見つめ、話し合い、考えあって、一人ひとりの認識を高めるとともに、地域の課題解決、連帯感の醸成、自治能力の向上を図ることが望まれます。自治公民館は、このように学習集団を育てるといふ大事な仕事を持っています。

ここでは、自治公民館が住民相互のふれあいの場であり、地域での学習活動の拠点となります。つまり、住民の学習・レクリエーションの中心となり、住民のあらゆる学習要求に対応し、学習機会の提供について情報の収集、交換、提供や相談活動が円滑に進められるよう整備されなければなりません。

また、自治公民館は、地域住民の学習グループ・サークル活動の組織化の拠点となる必要があります。個人的学習の横のつながりとしてこの活動を通して、自分を見つめ直すきっかけをつくる場を提供したり、学習によって得た成果を社会に還元したりする場を提供することにもなります。このように個人の生きがいを育てるためのグループ・サークル活動は、大事に育てる必要があります。

5. これからの自治公民館のあり方

延岡市における自治公民館活動の今後のあり方について、各種社会教育関係団体や自治公民館の地区別研修会・館長等研修会での意見や統計により、次のようにまとめてみました。

(1) 青少年に地域活動参加の機会を与えよう

私たちの地域社会は、乳幼児から高齢者に至る各年齢層で構成され、それらの人々の協力と分業によって成り立っています。しかし、現代の青少年は、社会生活の協力と分業についての担い方が極めて消極的であり、また、地域社会に対する感謝の気持ちも、必要感も、勤労の大切さや物を大事にする考えも身につけていないと言われています。

これは、社会参加や勤労の機会を与えられることなく関心や意欲が育たなかったのではないのでしょうか。

「だれでも、学ぶ条件がなければ学ばない。」といわれていますが、私たちは、青少年が学ぶ条件を整備してやる必要があります。しかも、社会的役割の分担は、原則的にいうと「やりたいからやる」のではなく、「必要だから行う」ものなのです。私たちは青少年に対する務めの一つとして、この「必要だからやる」ことを十分理解した上で、青少年が喜んで地域社会活動に参加し、その実をあげるよう努力しなければなりません。小中高校生の家庭、地域での望ましい活動の充実が強く求められています。以下、青少年の各層における活動の具体例をあげます。

① 小中学生の社会参加

- *道路や公園、自治公民館等の清掃活動
- *お祭りや文化祭などの地域文化活動等への参加
- *敬老会や高齢者の家の訪問・福祉施設訪問等の敬老行事への参加
- *福祉バザーや共同募金などの奉仕活動への参加
- *スポーツ団体への加入やそれに伴う諸スポーツ大会・地区運動会への参加
- *地域の伝統芸能の継承活動への参加

等、地域への所属感を高め、地域社会への奉仕を通して、自分を育て成長させ、郷土への愛情を培い、さらにその発展に尽くすことができるような人づくりをしていくことが大切です。

② 高校生の社会参加

高校生は小中学生に比べ、社会の現状と対応についての理解力や判断力がさらに高まり、社会福祉活動への参加例のように、実際的な社会参加に強い関心を示し、喜びを感じるようになります。組織の理解ある対応によって、きわめて積極的な地域参加を得られるようになります。

その場合、次の点に十分な配慮をしつつ参加促進を図りたいものです。

*「××地区高校生のつどい」などの自治組織づくりにより、その仲間づくり活動を通して、集団活動としての地域活動に参加を促す。

*地域社会におけるジュニア・リーダー活動のような、子ども会活動への積極的な参加によって、地域づくり活動の一端を担う。また、高齢者を対象にした地域の各種行事等に積極的に参加する。

③ 青年団体の社会参加

青年の社会参加は今日、非常に重要な課題となっており、活力ある地域社会を形成するためには、青年のもつ若さと行動力が不可欠の要素であるといえます。しかし、現在は、青年の地域参加・組織活動が極めて低調であり、その活性化を図る必要があります。そのためには、青年に対する地域の働きかけは重要であり、自治公民館活動における青年の出番と場所を確保し、青年の力を生かすことにより、地域社会の活性化・若返りを図っていく必要があります。

*青年団が自主的に決定した活動計画を理解し、任せ、援助する。

*地域行事の内容によっては、担当者として運営を委任する。

*青年の自治公民館運営参加の実をあげるため、公民館役員や公民館運営委員などへの積極的な登用を図る。

*青年団活動への理解と援助を図る。特にリーダー育成に努める。

(2) 中年層を地域社会に復帰させよう

女性の社会的地位の向上や家庭の経済基盤の確立を図る有職女性の増加により、中年の男性・女性ともサラリーマン化が進んでいます。この結果、地域の40～50歳代の人たちは、職業人としての仕事に追われ、地域社会のことにはほとんど関心を示さなくなっています。「仕事に追われ時間がない」「地域行事やPTA活動に参加するといいいとは思っているが、休みがとれない」「たまの日曜日だから参加はかんべんしてくれ」等のことばが示すように中年層の地域社会への不参加、子育て期における育成活動にも参加しない家庭が増加しているといわれています。

しかし、これらの中年層は、家庭人として、また、地域社会を構成する社会人として、いずれの場合も中心的構成員であり、それに対応した行動力が求められています。この原則からいえることは、中年層に、家庭や地域社会に帰ってきて活躍してほしい、地域の若返りを図ってほしいということです。

「地域社会への参加は、退職後にしたい」という考えもわからないわけではありませんが、仮に退職後に地域社会が受け入れたとしても、その時は、その人が地域社会に適応していけなくなっていることもあります。年齢に応じ、職業人として、家庭人としての努めを果たしながら、地域におけるPTAの役員や自治公民館や自治会の役員などの地域参加をすることが、地域におけるわが子の育成活動にも退職後の人生を地域住民として有意義に送るためにもたいへん大事なことであると思います。いいかえれば、中年層の地域社会参加は、「自分がやりたいからやる」のではなく、「必要であり、やらなければならないからやる」のです。確かに苦勞の多いことに違いありませんが、自分の生涯の生活の根拠である地域社会での生活は大事であるとの認識に立ち、自己訓練の意味からも、積極的に、地域社会で活動できるよう努力して行ってほしいものです。

(3) 女性(婦人)部活動をしよう

私たちの生活を振り返ってみると、子どもの教育問題、ごみやあき缶処理の問題、上水・下水の問題、大気汚染や騒音問題、高齢者の問題など、地域社会として解決していかなくてはならない問題が数多くあることに気づきます。そして、これらの課題のどれ一つを取り上げても、女性の力なしに解決できるものはありません。

現在、まだ自治公民館の中に女性(婦人)部の組織のない館があります。女性の社会進出や地位向上の声が多く聞かれる時代に、地域住民の教育の機会や場を提供しなくてはならない自治公民館が、その内部に女性(婦人)部を持つことは、地域活性化の為に重要なことです。

自治公民館は、時代の流れや生涯学習社会への適応に敏感な対応ができなくてはなりません。全館に女性(婦人)部が組織され、地域課題の解決のため、女性の協力を受けながら、自治公民館の運営を図りたいものです。以下、具体的に留意点をあげてみます。

- ① 組織作りを援助し、運営の相談や世話活動をすること。
- ② 単なる行事参加のための女性(婦人)部ではなく、自治公民館活動の企画や立案、運営にも参加のできる女性(婦人)部であること。
- ③ 自治公民館活動として、女性(婦人)部の主催による行事計画を年間事業計画の中に取り入れること。
- ④ 女性(婦人)部をはじめ、部活動がしやすいように、予算上の配慮をすること。
- ⑤ 他の女性団体との交流や共同研修に理解をもち、その調整役を果たすこと。
- ⑥ 組織活動の活性化のため、団体の研修会、県・市のリーダー育成講座等に努めて出会えるように配慮し、リーダー育成を図ること。

(4) 高齢者パワーの社会化を図ろう

高齢者は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

これは、福祉六法の中の一つ、「高齢者福祉法」(昭和37年制定)の第3条の規定です。ここでは、「高齢者は自分の健康に留意しながら、今までの生活で身につけてきた知恵や技術を社会に還元しなくてはなりません。」と述べています。いいかえれば、高齢者パワーを社会化し、生かさないということだと考えられます。

今までは、定年を迎えたり、家督をゆずったりした後、「余生」と考え、高齢者を、仕事から離れたいわば「社会を引退した存在」と考えましたが、人生80年代を迎えた現在「余生」という時代観では社会に対する高齢者の不適応がますます加速することとなり、高齢者の生活が成立しなくなってきました。生涯学習社会の中の高齢者の生き方は、過去に身につけた知識や経験を今後の社会の発展に、十分生かすことが要求され、そのことが高齢者の生きがいの一つともなります。

現在高齢者は高齢者クラブ等でも学習活動を行っていますが、地域社会の発展向上のためには、高齢者の奉仕性を考慮した活動が必要です。つまり、高齢者の生きがいは、個人的な喜びを持つことと同時に、社会とのつながりの中で、自分の活動が社会的に承認されてこそ感じるものであるといえます。ここに高齢者の社会参加の意義があります。

高齢者の社会参加の例として、次のようなことが考えられます。

家庭 …… 高齢者にみあった家事、孫の教育等

地域 …… 自治会等の役員、寺社の世話役、各種委員、団体役員、伝統的な地場産業を守る運動、世代間の交流行事、独り暮らしや寝たきり高齢者の家庭訪問、福祉施設の訪問等

自己 …… 健康、教養、経済等について自らの知恵袋を社会的に活用する活動等

(5) 中央公民館（社会教育センター）等との連携をさらに強めた活動をしよう。

自治公民館での学習活動は、地域住民のニーズに応じた学習計画によって展開されることが大切です。この学習計画の展開にあたっては、より専門的な学習内容が必要な場合等は、社会教育センター等の学習講座や学級を活用したり、行政各機関との連携を図ったりすることが必要です。

社会教育センター等だけに限らず、消費生活については消費生活センター、児童生徒の教育相談については児童相談所や青少年育成センター、人権の問題については、法務局の人権問題相談など、学習内容に応じた専門機関があります。これらを積極的に利用し、住民のニーズに応えるようにすることが大切です。

(6) 地域住民の教育機関としての独立性を確認しよう

私たちの身のまわりには自治会があり、その責任者は区長と呼ばれ、自治会のためにはなくてはならない存在となっています。

一方、自治公民館は、地域住民の教育機関として充実発展してきました。明るい家庭づくり、住みよい町づくりを通じ、地域内の住民の幸福を願う事業を自治会と自治公民館が分野別独立性をもって実施しているわけです。両者の間には、行政的事業、教育的事業という明確な区分がありますから、独立性を保ちながら、互いに補完し事業を執行していききたいものです。この点からいうと、事業の裏付けとなるそれぞれの予算関係についても独立したシステムで収支が図られる必要があります。

自分に与えられた業務内容の大切さを知り、協調提携しながらも自治公民館の独立性に基づき、事業の遂行に当たることが必要です。

Ⅱ 組織や機構は どのようにあればよいか

1. 自治活動をすすめる組織や機構

自治公民館の運営や事業を円滑に進めていくためには、組織が必要です。それは全住民の自治活動が積極的にできるものでなくてはならず、住民の意志が十分に活動に反映されるものでなくてはなりません。

自治公民館の組織や機構を考える上での基本的条件には、次のようなことが考えられます。

- (1) 地域の実態や課題をよく把握し、住民の意見や願いをよく反映し、民主的に運営される組織であること。
- (2) 全住民の参加によって運営される協力的な組織であること。
- (3) 住民の生活課題を解決するために、学習活動とそれに基づく実践活動とが一体化された運営がなされる自主的な組織であること。
- (4) 自治公民館運営の基本として、総会（決議）、運営委員会（諮問）の各機関と役員会や部会などの執行機関との分権機構が明確にされ、有機的つながりをもって運営がなされるようにすること。
- (5) 自治公民館相互の横のつながりができるような人的構成を図ること。
- (6) 延岡市の「新生のべおかプロジェクト」や県の「生涯学習推進」の趣旨を踏まえた活動が自治公民館活動の中に取り入れられるように努めること。
- (7) 円滑な運営機構にするため、各会議の性格を明確にすること。（上記(4)に関連）

班 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一つの集落、あるいは町内会を適当な戸数に分けたもの。戸数が多い場合は、さらに組に分けることも考える。 ○ 班会は、班に属する住民の意見をまとめ、上部組織に反映させたり、総会や役員会で決められたことを住民に知らせる等の仕事をする。 ○ 民主的運営のため、自治公民館の役員等の推薦母体ともなり得る機関。
専 門 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治公民館の専門分野について年間事業計画を立案し、承認を受け具体的に運営執行する機関 ○ 部の編成については、地域の特性や地域住民の要求に応じて設定し、総花的編成にならないように工夫する必要がある。どの館でも共通な部として考えられる部は、総務部、広報部、教養文化部、保健体育部、育成部、女性(婦人)部、高齢者部等がある。
役 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 館長・副館長・主事（書記）会計・部長・班長等の役員会の会合であり、自治公民館で取り扱うあらゆる事業の執行機関である。 ○ 月1回の例会を持ち、 <ul style="list-style-type: none"> ・前月実施した事業についての役員の反省、住民の評価について話し合い、記録し、次年度計画の資料づくりをする。 ・当月実施予定事業の実施計画（行事の実施についての詳細な計画）とそれに基づく諸準備等についての話し合いと作業を行う。 ・次月実施予定の事業の実施についての内容、日程、事業のあらまし等についての話し合いをする。 ○ 館長等の要請によって臨時に上記事業計画等について話し合う。

総 会	○ 全住民の参加によって構成され、自治公民館の組織や機構、事業計画やその予算・役員的人事、規約の制定改廃などのすべてのことについて審議し決定する最高機関である。
運 営 委 員 会	○ 自治公民館の能率的、効果的な運用のために設置される館長の諮問機関である。 ○ 運営委員の構成については役員、部長、民主団体役員及び館長が必要と認めた者で組織し、地域住民の代弁者となり、その意志を反映するように努める必要がある。

(8) 役員の職務内容

館 長	○ 自治公民館の統轄者で、施設の管理・各種事業を遂行する責任者である。
副 館 長 主 事	○ 館長を助け、館長に事故ある時はその職務を代行する。 ○ 自治公民館の活動内容面から館長・副館長を補佐し、単なる記録係だけでなく、館運営の実質的な責任者になる立場にある。
会 計	○ 自治公民館の活動に必要な一切の会計事務を取り扱う。

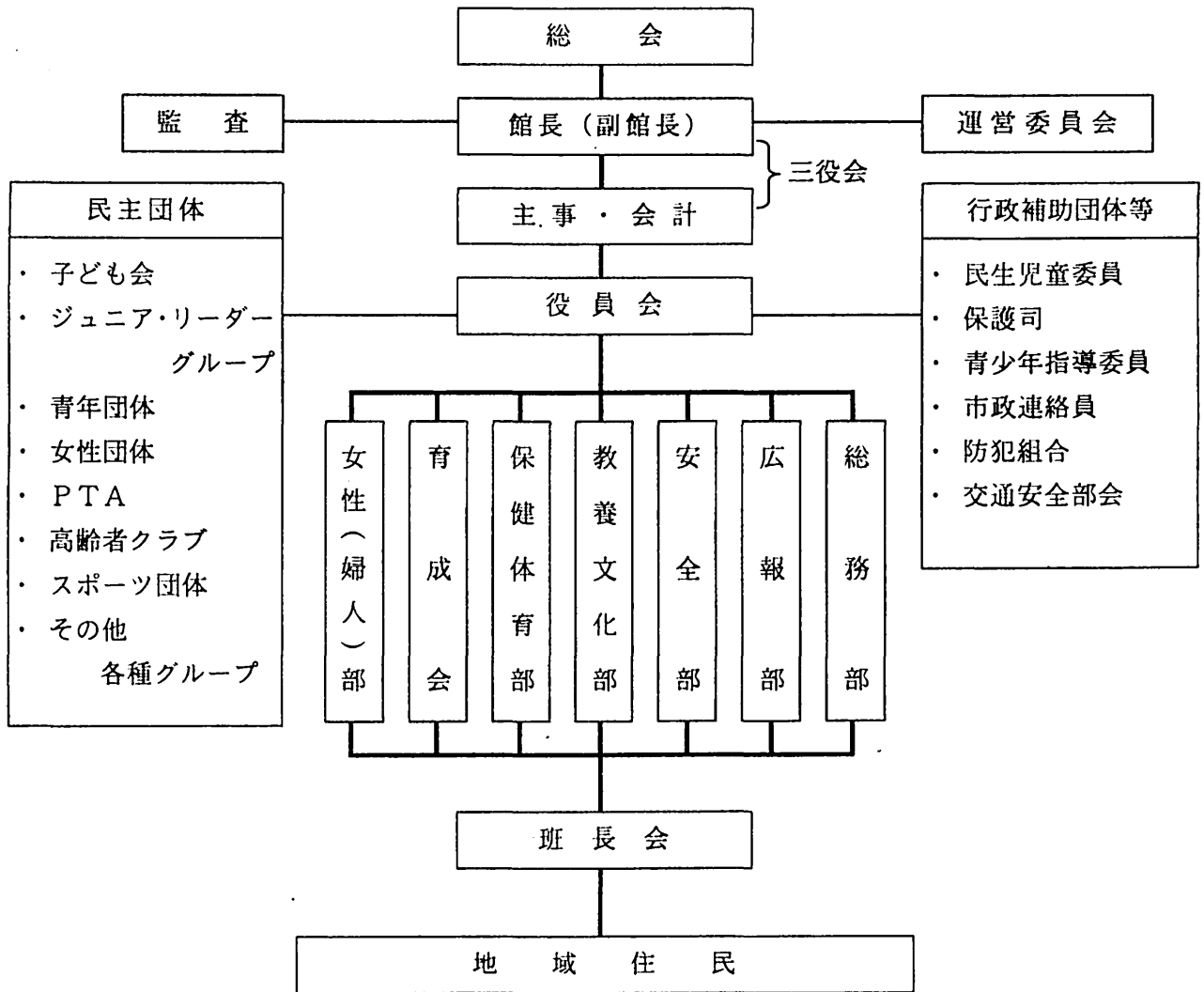
(9) よい役員として条件

- ① 指導員意識を持たないで、縁の下の力持ち的な立場がとれる人。
- ② たえず住民の意識がどのあたりにあるか、地域の課題が何かに留意し、的確に対処しようと努力する人。
- ③ 時代の激しい変化に対応し、常に広い識見と実践力を身につけようと自己研鑽に努める人。
- ④ それぞれの住民団体の主体性と活動を大事にしながら、地域内活動の連絡調整ができる人。

(10) 役員心がまえ

- ① 自治公民館の目的に沿い、地域の人々に役立ち、喜ばれる事業計画を立てる。
- ② レクリエーションの持ち方等を研究し、地域住民の健康の保持増進や親睦を図り、地域連帯感を高めるように努める。
- ③ 住民の自治意識や自治能力を高めるようにする。
- ④ 子ども会、育成会、女性の活動、高齢者の学習、青年活動など団体の活動について識見を持ち、その連絡調整を図って地域活動の活性化を図る。
- ⑤ いろいろな講座・学級・教室の開き方を研究し、その充実を図るように努める。
- ⑥ 自治公民館の施設の充実・管理の適正化を図り、活用について創意工夫を図る。
- ⑦ 生涯学習の観点に立って、自治公民館のあり方を絶えず研究工夫し、住民各世代の適切な学習がなされるように努める。

2. 自治公民館の組織（例）



（各部の活動内容）

- 総務部 …… 総体的事業計画、予算決算、運営委員会、部の活動計画以外の事業（福祉を含む）
- 広報部 …… 地域情報や自治公民館の事業内容についての情報の収集・広報
- 安全部 …… 防犯・防火・水難防止などの生活安全、並びに地区住民の交通安全
- 教養文化部 …… 講座、学級、サークル活動、その他のグループ活動・視聴覚教育、図書室運営、文集編纂
- 保健体育部 …… 体育行事、レクリエーション、保健・衛生
- 育成部 …… 青年団、高校生育成、小・中学生の育成会活動
- 女性(婦人)部 …… 女性活動、家庭教育

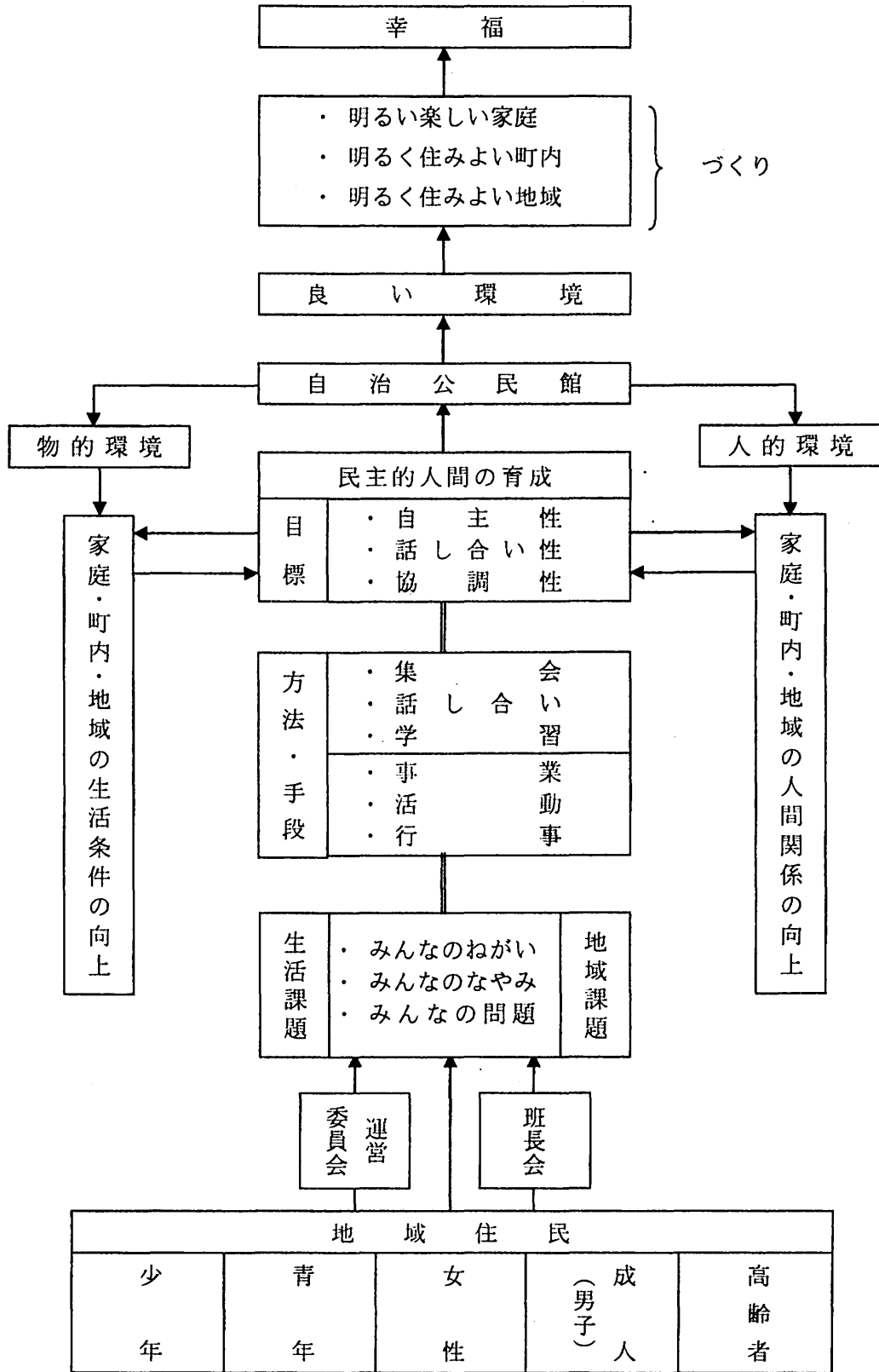
Ⅲ 自治公民館の運営や活動は どのようにあればよいか

自治公民館での運営や活動が効果的に進められるためには、その運営機構や活動の組織・施設や設備等のすべての機能をフルに生かすために、運営委員会等の考えを十分に取り入れ、役員全員が協力し、創意工夫して取り組むことが大切です。

1. 自治公民館の事業内容

① 学習や話し合いのための事業	○ 各種行事の話し合い ○ 学級や講座 ○ 交通安全教室等 ○ 地域課題の解決の話し合い ○ 館報の発行 ○ 家庭教育学級
② 地域住民の福祉のための事業	○ 独り暮らし・寝たきり高齢者の世話活動 ○ 介護研修会 ○ 訪問活動 ○ 介護活動 ○ 給食サービス ○ 敬老会
③ 地域住民の親睦のための事業	○ 年始会 ○ 花見や夏祭り秋祭り ○ 親睦のための研修旅行 ○ 盆おどり大会 ○ 敬老会
④ 地域住民の健康増進のための事業	○ 成人病教室 ○ 体力や健康度測定 ○ 諸検診 ○ 運動会 ○ 各種競技会 ○ 歩こう会、走ろう会 ○ レクリエーション大会
⑤ 各種社会教育関係団体等との連携事業	○ ボランティア活動 ○ 小さな親切運動 ○ PTA活動 ○ あいさつ運動 ○ 新生活運動
⑥ 地域環境美化のための事業	○ ごみ処理活動 ○ 地域の清掃活動 ○ 地域の奉仕活動 ○ 街路樹の手入れ ○ 花いっぱい運動
⑦ ふるさとづくりのための事業	○ 伝統行事の保存伝承 ○ 文化財や史跡の学習活動 ○ 民具や遊具の保存活動 ○ 郷土の歴史調査 ○ 先賢等の顕彰 ○ 創作活動
⑧ 青少年の健全育成のための事業	○ 子ども会育成、高校生育成、青年団の育成 ○ 愛の一声運動 ○ 地域環境浄化運動
※ 学習と実践が一体化し、いわゆる“なすことによって学ぶ”学習によって地域づくり、人づくりがなされるよう創意工夫のある事業を展開しよう。	

2. 自治公民館活動の展開の構図



3. 事業計画の必要性

自治公民館の事業を、計画的、効果的に推進するには、まず、年間の重点課題を決定し、それに基づいて年間の事業計画を設定することが必要です。事業計画を形式的で、前年度の成果の反省も参考にしないで立案したりすると、合理性や段階的な配慮のない計画となり、場当たりのものとなってしまいます。

一般的な事業計画作成の手順は、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 前年度の反省、実態の把握や話し合いによる地域課題の決定② 地域課題を受け、活動目標、努力目標の設定③ 事業のすすめ方の決定（内容・方法・役割分担等）④ 団体行動との調整⑤ 事業実施のための予算の検討⑥ 月別計画にもりこみ配列する |
|---|

以上のような手順が必要ですが、作成を完了したら、各世帯や団体に周知し、理解と協力を得るようにしましょう。自治公民館には浄書して掲示しておくことが大切です。

4. 事業計画をたてる

(1) 地域課題を明確にする

自治公民館の事業目的は、地域がかかえる課題を解決することを通して明るく楽しい家庭づくり、明るく住みよい地域づくりを達成していくことです。よって、事業計画立案にあたっては、地域住民の意向を知ることが大前提となります。いま、地域住民が生活上、何に困ってどんな学習をし、どう解決したいと考えているのかを、しっかり把握して立案することが大切です。

- ① 昨年度の自治公民館記録の中の反省や評価を生かす。
- ② アンケート等によって、地域住民の意向を知る。
- ③ 班会や運営委員会、その他の会合での住民の生の声を聞きそれを生かす。
- ④ 社会の変化に対応して、当地域としてとり上げていかななくてはならない事項について話し合い、事業計画に入れる。

このようにして集約された意見やアンケート結果等を基にして、地域で解決を迫られているものは何かを明確にしなければなりません。場合によっては、その事項についての順序づけをする必要があります。

(2) 活動目標や努力目標を決める

地域での解決すべき課題が決まったら、その課題を解決するにはどのような活動が必要か、どのような努力目標が必要かを決めます。これらの取り決めは、丁寧な話し合いを通し、組織で決めていくようにします。この段階になると、具体的活動内容がある程度予想でき、その活動をどの部が担当するかも予想できるわけですから、部活動のバランスを考え、一つの部にかたよらない活動目標や努力目標の決め方が必要になります。

(3) 事業名（行事）を決め、そのすすめ方を決める

活動目標や努力目標をふまえ、各部にわかれ、その部の事業計画について話し合っ、部の案を企画します。事業名、実施月、内容、方法、予算等を積算し、全体会に持ち寄って、自治公民館としての事業計画を立案していきます。この場合、部での原案づくりがないと、後々の実施段階によって、強力な部の主体的な活動が望めません。話し合いにあたっては、自分の部だけの都合を考えることなく、自治公民館全体としてのメリハリのある事業計画づくりに努めます。

(4) 各事業に予算を配分する

次頁に見られるような、月別年間事業計画表ができあがったら、各事業について予算を配分し、各部に年間事業の見通しを持たせ、準備をさせることが大切です。

(5) 年間事業計画を総会に提出し、承認を得る

事業計画やそれに伴う予算は、役員を選出と共に総会の重要な案件です。地域住民の承認というバックアップを得て、力強い執行体制で事業を進めたいものです。

(例) 平成〇〇年度 事業計画書

(〇〇〇公民館)

		活動目標	努力目標	
活動目標 及び 努力目標		○ 明るい郷土づくりに努める	・ あいさつの励行 ・ 諸会合の時間厳守	
		○ 青少年の健全育成に努める	・ 子ども会活動の活性化 ・ 小中学生、高校生の地域行事への積極的参加	
		○ 公民館施設の充実に努める	・ 公民館図書室の設置 ・ 暗幕等設備の充実	
月	月目標	行事名(方法)	担当部	市公連等関連行事(予定)
4	幼児と高齢者を交通事故から守りましょう	○総会 ○交通安全教室 ○春の一斉清掃 ○高齢者調査 ○花いっぱい運動	総務部 安全部 保健体育部 総務部 高齢者部	○(学習グループ会員募集) ○金婚者を寿ぐ会
5	青少年を健全に育てましょう	○非行・水難防止運動 ○防犯灯の総点検 ○高校生座談会 ○こいのぼり運動会 ○独り暮らし高齢者宅訪問	育成部 安全部 育成部 保健体育部 女性(婦人)部	○地区別館長会 ○市公連総会 ○(各学級・講座 サークル開講式)
6	梅雨時の健康生活に努めましょう	○蚊とはえの駆除運動 ○講演会 ○ねたきり高齢者宅訪問 ○運営委員会	保健体育部 教養文化部 高齢者部	○新任館長研修会 ○公民館役職員視察研修
7	水難事故をなくしましょう	○救急法講習会 ○夏祭り ○独り暮らし高齢者宅訪問	安全部 総務部 女性(婦人)部	○市公連だより発行 ○地区別館長等研修会
8	地域のつながりを強めましょう	○盆おどり大会 ○ねたきり高齢者宅訪問 ○親子海水浴のつどい	総務部 高齢者部 育成部	

月	月 目 標	行事名（方法）	担 当 部	市公連等関連行事（予定）
9	お年寄りに感謝しましょう	○敬老の日行事 ○高齢者会との座談会 ○独り暮らし高齢者宅訪問 ◎運営委員会	女性(婦人)部 教養文化部 女性(婦人)部	
10	健康増進に努めましょう	○地区運動会 ○花いっぱい運動 ○寝たきり高齢者宅訪問	保健体育部 育成部を中心 に高齢者部	○ 宮崎県公民館研究大会 ○ 市公連ゲートボール 中央大会
11	地域の文化を高めましょう	○地区文化祭 ○地域内交通施設の点検 ○独り暮らし高齢者宅訪問	教養文化部 女性(婦人)部 安 全 部 女性(婦人)部	○ 市公連ミニバレーボール 中央大会 ○ カルチャーゾーンフェスティバル
12	明るい町づくりに努めましょう	○防犯防火運動 ○歳末助け合い運動 ○寝たきり高齢者宅訪問 ◎公民館すすはらい	安 全 部 育 成 部 総 務 部 高 齢 者 部	
1	相互理解を深めましょう	○新年祝賀会 ○成人者を励ます会 ○独り暮らし高齢者宅訪問 ◎運営委員会	女性(婦人)部 総 務 部 育 成 部 女性(婦人)部	○ 市公連新春懇談会
2	力を合わせて住みよい郷土をつくりましょう	○地区マラソン大会 ○講演会 ○寝たきり高齢者宅訪問	保健体育部 教養文化部 高 齢 者 部	
3	一年間の反省をしましょう	○卒業を祝福する会 ○通学路の点検 ○独り暮らし高齢者宅訪問 ◎運営委員会	育 成 部 安 全 部 女性(婦人)部	○ 市生涯学習推進大会 ○ 地区別館長会

5. 事業をすすめる

(1) 各種事業のすすめ方

① 各事業の実施計画を立て、準備を完全にする。

年間事業計画だけで事業を進めると、当日までに準備や、当日の準備実施後の片付けなどが不完全になりやすいので、「実施計画書」を作成し、各部の協力等を得ながら、事業を進めるようにします。この実施計画書は、各部に所属している部員の意見をもとに、部長、副部長が立案し、毎月の役員会で審議し決定しておいて、当日を迎えるようにします。

② 実施計画書の内容

ア. 事業名 イ. 担当部 ウ. 実施月日（曜） エ. 場所 オ. 雨天の際の配慮
カ. 事業のねらい キ. 対象者と予定人数 ク. 日程（何時から何時まで何を）
ケ. 準備（当日まで・当日） コ. 役割・分担 サ. 開会行事・閉会行事の内容と分担
シ. 当日事業執行に必要な予算

③ 地域に居住する各種団体員と連携し協力を得る

地域には、その道の専門的事項に精通している各種団体の人材が居住しているので、役員会にPTA・女性団体・育成会・高校生代表・青年代表・高齢者代表の参加を求め、事業の立案・運営・反省等について意見を求めるようにします。

④ 指導者の招へい

会員の研修、運営技術を高める研修会等では、その事業内容によって、教育委員会から社会教育主事や社会教育指導員の指導を求めたり、地域に居住する有志指導者を招へいするなどの配慮が必要です。

(2) 広報活動を活発にする

諸会合の開催、地位情報の伝達、諸事業の経過報告等広報活動は、自治公民館活動を支える重要な土台の一つです。いろいろな手段があり、内容によって使いわけが必要です。

① 公民館だより、公民館文集等を発行する。

② 地域内の適当な場所に、掲示板を設けて掲示する。

③ 回覧板で情報連絡事項等を回覧させる。

(3) 集会活動の効果を高めるには

自治公民館活動のかなりの部分を占める集会活動では、まず、住民が集まることが大切です。そのための創意工夫が必要です。

① 広報によって活動内容を事前に知らせ、住民への周知徹底を図り、関心をもって参加するよう呼びかけをする。

② 主催者は、集会についての役割分担や進行のしかた等について、実施計画書等によって十分な打ち合わせをしておく。

③ 次回の集会を考え、公民館だより等を通じて集会の様子を具体的に知らせる。

(4) 集会の開き方を考える

いろいろな別の予定をキャンセルして参加していただく住民に感謝しながら、集会の目的が確実に果たせるように工夫する。

- ① 定刻開会、定刻閉会に努める。
- ② 集会の開き方
 - ア. 出欠を確かめる
 - イ. 開会のことば
 - ウ. 日程の説明
 - エ. 協議（話し合い）－（議題説明・討議・決議・まとめ）
 - オ. レクリエーション（歌・ゲーム等）
 - カ. 閉会のことば
- ③ 出席者の建設的発言を促し、なごやかな雰囲気での進行を図る。

(5) 司会者の仕事

- ① 開会前に、集会の目的に沿った進行を考えておく。
- ② どの会合でも、なごやかな雰囲気づくりを忘れない。
- ③ 議題、協議事項を示し、時間の割り振りを決め、定刻終了を心がける。
- ④ 全員が発言できるように考える。
- ⑤ 話し合いが横道にそれたら本論にもどし、混乱したら整理して再提示する。
- ⑥ 話し合いの結論を急がない。
- ⑦ 必要に応じて専門家の助言を得る。
- ⑧ 意見の一致したこと、不一致の事項、残された問題点を整理して、まとめとする。

(6) 記録者の仕事

- ① 司会者とよく連絡をとること。
- ② 期日、時間、議題、場所、参加者数、司会、記録者を記録する。
- ③ 会の進行に応じ、話し合いの要点、まとめを箇条書きに整理する。
- ④ 反省事項などを記録し、次の会合や次年度の資料とする。

(7) 参加者の心得

- ① 開会時刻に遅れないように出席し、遅れる時、欠会する時は、主催者に知らせる。
- ② 話し合いのルールを守る。
 - ア. 意見を言う時は、司会者の許可を受ける。
 - イ. 自分の考えは、はっきりした声で要領よく話す。
 - ウ. 自分だけで、長々と発言しない。
 - エ. 他の人の話は最後まで聞き、途中で割り込んだり、じゃまをしたりしない。
 - オ. ひそひそ話（私語）をしない。
 - カ. 常に他人の立場を認める態度をもち、なごやかな雰囲気づくりに努める。

6. 事業をふりかえる

(1) 事業を行うにあたっての手順

一般的に、どのような事業を行うにしても、ひとつの手順があります。

計画 → 準備 → 実践 → 反省（評価） → 次の計画へ

この流れの中で落としてならないのが、反省（ふりかえる）の段階です。この段階は最終の段階ですが、ここで反省された内容が、次の計画に生かされなければ、さらにより事業の展開は望めません。反省をして、次の計画づくりに生かすことが大切です。

(2) 事業をふりかえる観点

- ① 事業計画そのものが適切であったか。
事業のねらいに沿った計画であったか。別計画の方がよかったのではないか。
- ② 事業計画の展開のしかたは適切であったか。
- ③ 予算のたて方は適切であったか。
- ④ 地域住民が喜んで参加し、ねらい通りの事業ができたか。

(3) 事業をふりかえる方法

- ① 計画、準備、実践段階別に記録用紙によって反省する。
- ② アンケートなどによって住民の声を聞く。
- ③ 役員会で計画書、実施計画書等によって反省する。

Ⅳ 学習活動の効果をあげるにはどうすればよいか

1. 自治公民館の学習活動

自治公民館の学習活動は、「なすことによって学ぶ」ことが原則です。生涯学習社会の中での学習は、座学だけでなく、実践活動をとおしての学習がたいへん重要です。

従来の自治公民館の活動状況を見ると、ともすれば行事消化に多くの労力が費やされ、自治公民館として取り組まなければならない生活課題解決のための学習活動がおざなりになりがちな傾向がみられます。生活共同体のまとまりとしての自治公民館の目的達成のため（P 1 参照）大事な役割を持つ「なすことによって学ぶ」という学習活動が効果をあげるために、次のようなことに配慮して学習を進めましょう。

2. 学習活動展開上の留意事項

(1) 学習課題のとり上げ方

自治公民館活動は、行政的機能を果たすために生まれた自治組織と異なり、地域住民の意識づくりとそれに伴う実践活動が主体でなくてはなりません。従って、自治公民館の活動では、当然、自治公民館が解決しなくてはならない基本的な生活課題と取り組み、解決するための学習が必要となってきます。社会の進展に応じて、家庭や地域社会における生活課題を学習によって解決するような課題のとり上げ方が大切です。

(2) 生活にかえす学習を

学習を「講座やサークル活動だけに限定して考えないこと。」が重要です。講座やグループ学習も立派な学習ですが、その学習が手堅く、確実なものにするためにも家庭や地域社会における生活上の諸問題と結びつけておく必要があります。そうすることによって、学習の目的がはっきりしてきます。したがって、学習意欲が、さらに強化されることとなります。学習活動と、実践活動を一本化していきましょう。

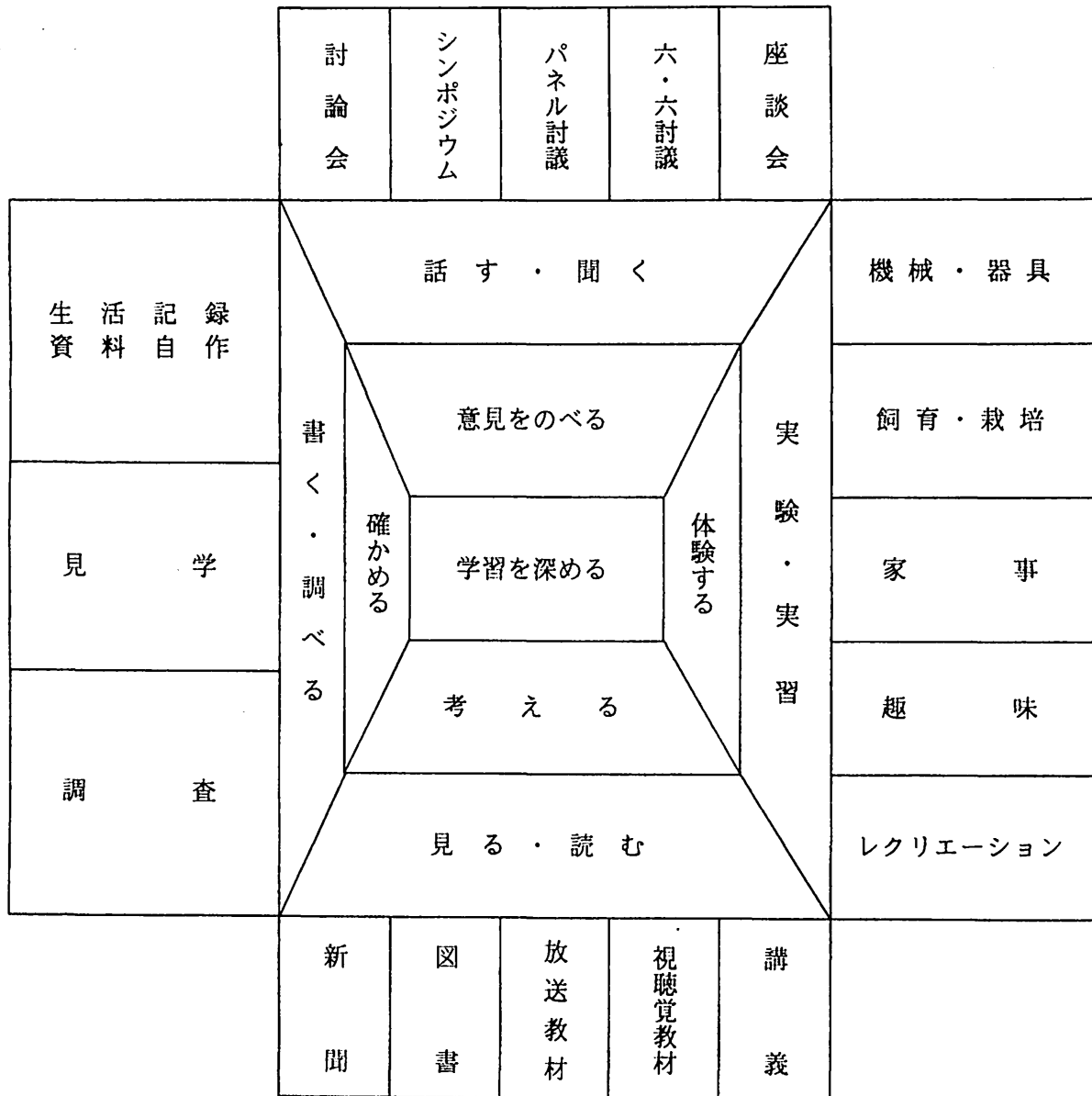
(3) 相互学習を大切に

学習の方法は、次の「3. いろいろな学習方法」に示すように、いろいろ考えられますが、学習に参加する人たちが、課題に応じた問題を持ち寄り、相互に話し合ったり、相互に助言していく学習が、きわめて効果的です。

(4) 視聴覚教材の利用を

学習の中に視聴覚教材を取り入れることは非常に効果的です。直接目や耳に訴える映画やスライドフィルム、紙芝居、テレビ、ビデオ等が数多く準備されています。

3. いろいろな学習方法



- いつも講義というようなワンパターンは避ける。
- 学習を深めるために、今回は、どの方法がよいかを話し合って決める。
- 映画・テレビ等は、見ただけでなく話し合いを通して学習者一人ひとりの意識づくりにつながるようにする。

V 自治公民館の会計は どうあったらよいか

1. 予算の組み方

自治公民館の事業や運営には、その内容に応じた予算が必要です。住民自治の自主財源の原則をふまえ、永続性のある方法で収入の確保を図り、その使途についても、最大の効果が上がるように十分検討しなければなりません。

(1) 収入として考えられるもの

自治公民館の収入として、次のようなものが考えられます。

- | | |
|------------------|-------|
| ① 住民拠出の公民館費 | (会費) |
| ② 事業収入、共同作業による収入 | (収益金) |
| ③ 自治公民館の使用料 | (使用料) |
| ④ 市からの補助金等 | (補助金) |
| ⑤ 区費等からの繰入 | (繰入金) |
| ⑥ 篤志家からの寄付 | (寄付金) |
| ⑦ 前年度からの繰越金 | (繰越金) |
| ⑧ 預金利子、その他 | (雑収入) |

(2) 支出として考えられるもの

- ① 自治公民館運営に必要な経費
- | | | |
|----------------------|----------------------|-------|
| ア. 役員の諸手当 | イ. 会議費 | ウ. 旅費 |
| エ. 事務費(消耗品費、印刷製本費ほか) | オ. 館の施設維持管理費(光熱水費ほか) | |
| カ. 市公連の負担金 | キ. 施設の改築等積立金 | |
- ② 年間事業の執行に必要な経費(別紙 予算書(例)を参照のこと)

(3) 予算執行上の留意すべき事項

- ① 事業計画立案時で活動目標や努力目標を決める場合、その年度の事業の重点項目を決め、予算も「重点配分主義」でのぞむ方が、予算を効率的に執行する立場から望ましいと思われれます。予算配当の際は、重要性、効率性、適時性、緊急性、実現性を勘案することが必要です。
- ② 収入については、ほとんどの自治公民館で自主財源の原則を守り、自らの力でその収入の道を講じているようですが、補助金や寄付に依存している例もみられます。篤志寄付は、施設の新築、改築、特別な物品購入の場合を除き、一般の運営費に援助を望むことは、自治公民館の自主的運営上望ましくないと思います。
- ③ 予算を編成するには、「前年度通り」といった漠然とした組み方でなく、収入・支出のバランスを適切にし、年間収支の計画を詳細にすることが大切です。

2. 決算を明確に

十分な審議を経て編成された予算に基づき事業は行われ、その予算を執行した後、年度末に決算をしなければなりません。この決算というものは、年間の実際の収入と支出の結果を明確にするものです。

- (1) 会計年度終了後、直ちに責任者（館長、主事、会計）は収支決算書を作成して、その会計すべてについて監査を受け、結果を総会に報告し承認を受けなければなりません。
- (2) 監査を受けるのは、ただ単に会計帳簿だけでなく、それに伴う証拠書類（領収書等）も同時に監査を受けなければなりません。したがって、会計帳簿、証拠書類は日頃から整理しておく必要があります。

(予算書・決算書・金銭出納簿の例)

平成〇〇年度 予算書

収入の部

(〇〇〇公民館)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	説明
1. 会費				会費 200 円×100 世帯×12 ヶ月
2. 収益金				事業収入、財産収入など
3. 使用料				公民館使用料、機械器具使用料など
4. 補助金				公民館運営補助金 公民館長活動交付金
5. 繰入金				区費からの繰入金など
6. 寄付金				寄付金
7. 繰越金				前年度繰越金
8. 雑収入				預金利子
合計				

※説明の欄は具体的にわかりやすく記入する。

支出の部

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	説明
1. 報酬				館長、副館長、主事、会計など
2. 会議費				班長会、役員会、運営委員会 総会など
3. 報償費				表彰、謝礼金
4. 旅費				
5. 事務費				

(1)消耗品費				用紙、厚紙など
(2)印刷製本費				総会資料、その他
(3)通信運搬費				切手、ハガキ、電話料
(4)備品購入費				ストーブ、扇風機
6. 施設管理費				
(1)光熱水費				電気料、水道料
(2)修繕費				
7. 事業費				
(1)総務部費				役員研修、敬老会
(2)教養文化部費				各種講座、子ども作品展
(3)保健体育部費				運動会、バレーボール大会
(4)衛生部費				薬剤散布、清掃美化
(5)産業部費				共進会、講習会
(6)広報部費				公民館報、お知らせ
(7)育成部費				子ども遊び場整備、遊具
(8)安全部費				交通安全運動費、災害対策費、 防犯活動費
8. 育成費				民主団体育成費、事業援助
9. 負担金				市公連、その他
10. 慶弔費				お祝い、お見舞い、香典
11.積立金				施設改築費積立
12.雑費				どの頃にも属さない費用
13.予備費				
合 計				

※各項目間に過不足を生じた場合の流用は役員会に一任する。

(予算書・決算書・金銭出納簿の例)

金 銭 出 納 簿

(〇〇〇公民館)

月 日	科 目	摘 要	収 入 金 額	支 出 金 額	差 引 残 額
4. 1	繰越費	前年度より繰越金	0,000		0,000
4. 2	会議費	新旧役員茶菓子代 (〇〇商店)		0,000	0,000
4.10	館費	4 月分館費 (〇〇円×〇〇戸分)	0,000		0,000
4.11	消耗品費	ノート代〇〇円×〇冊 (運営委員会配布)		0,000	0,000
4.20	会議費	運営委員会菓子代 (〇〇商店)		0,000	0,000
4.30	光熱水費	〇〇月公民館電気料		0,000	0,000
小 計			00,000	00,000	00,000

※頁ごとの小計をあげておく。

科 目 別 整 理 簿

(会議費)

月 日	摘 要	予 算 額	支 出 金 額	差 引 残 額
	当初予算	00,000		
4. 2	新旧役員茶菓子代 (〇〇商店)		0,000	0,000
4.20	運営委員会菓子代 (〇〇商店)		0,000	0,000
		00,000	0,000	0,000

※領収書は科目ごとに綴ることが望ましい。

(予算書・決算書・金銭出納簿の例)

平成〇〇年度 決 算 書

収入の部

(〇〇〇公民館)

項 目	当初予算額	補 正 額	最終予算額	決 算 額	説 明
1.会 費					会員〇〇円×〇〇世帯 ×12ヶ月
2.収益金					
3.使用料					
4.補助金					市より運営補助金 " 館長活動交付金
5.繰入金					
6.寄付金					
7.繰越金					
8.雑収入					
合 計				㊶	

支出の部

項 目	当初予算額	補正額	最終予算額	決算額	説 明
1.報 酬					
2.会 議 費					
3.報 償 費					
4.旅 費					
5.事 務 費					

(1)消耗品費					
(2)印刷製本費					
(3)通信運搬費					
(4)備品購入費					
6.施設管理費					
9.負担金					
10.慶弔費					
11.積立金					
12.雑費					
13.予備費					
合計				㊸	

※説明の欄は具体的にわかりやすく記入する。

(収入額) (支出額) (差引残額)
 (㊸ 円) - (㊹ 円) = (円)
 翌年度へ繰越 (円)

上記のとおり平成〇〇年度一般会計の収支決算を報告します。

平成 年 月 日

〇〇自治公民館長 〇〇〇〇印

〇〇自治公民館会計 〇〇〇〇印

監査の結果、適正妥当であることを認めます。

平成 年 月 日

監査 〇〇〇〇印

〇〇〇〇印

〇〇〇〇印

※監査の結果、監査に意見などがあつた場合は、別紙に意見書を添付する。

Ⅵ 自治公民館の施設・設備はどのようにあればよいか

自治公民館は、住民が茶の間のような雰囲気、気軽に使用できることが大事です。地域住民が集まりたくなるような、しかも中に入ると文化的な刺激を受けるような施設・設備づくりをしたいものです。

そのためには、みんなで理想像をえがき、必要度を考えて整備していくことが大事です。また、現にあるものは上手に生かし、足りないものは住民の労力奉仕等を得て共同でつくり出すことも考えられます。

自治公民館は、地域住民の学習の場であり、住民の各世代に対応する図書や掲示物が準備されていることも大切なことです。

1. 自治公民館に整備したい施設

自治公民館には、兼用であってもよいので、次の施設(室)があると便利です。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 集会室、談話室、相談室 | ④ ステージ、ホール、映写室、放送室 |
| ② 学習室 | ⑤ 実習室、調理室 |
| ③ 図書室、資料室 | |

これらの施設は必要だからつくるというわけにはいかない、新築する時に配慮したり、改修の場合に設置したりすることになります。兼用できるようにすれば、一つの室で多くの機能を果たすことができます。室の大小より、まず軽い気持ちで喜んで集まれるような、楽しい雰囲気づくりが大切です。

2. 自治公民館に整備したい設備

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 座机、教卓、閲覧用机 | ⑧ 視聴覚器具(テレビ・放送機) |
| ② 長いす、閲覧用いす | ⑨ 暗幕、スクリーン |
| ③ 戸だな、本だな、陳列ケース | ⑩ レクリエーション用具 |
| ④ 消火器、営繕用具、時計 | ⑪ 印刷関係機器 |
| ⑤ 黒板、行事板、鏡 | ⑫ 茶わん、茶器 |
| ⑥ 扇風機、暖房機具 | ⑬ 生活用具(マット・座ぶとん・ばけつ) |
| ⑦ いろいろな図書 | ⑭ その他(非常災害時用備品ほか) |

3. 整備したい施設・設備は段階的に

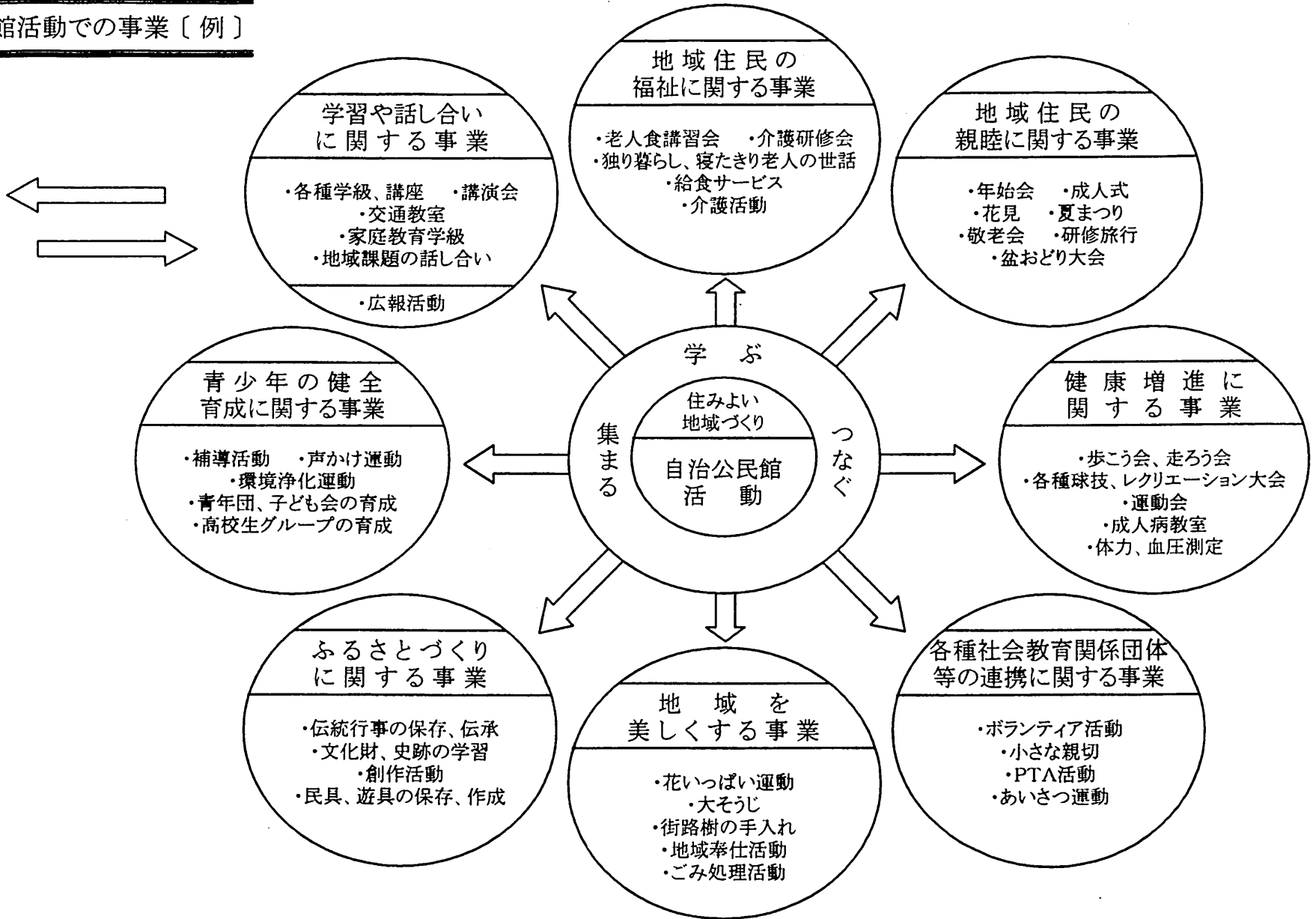
施設、設備は一度には充実できません。段階的に長期計画をたてて充実するようにしましょう。次のページ等を参考にし、計画性のある整備を進めましょう。

4. 自治公民館の充実を促進する段階的指標

内容	級 条件			
	D 級 第 1 の 条件	C 級 第 2 の 条件	B 級 第 3 の 条件	A 級 理 想 と す る 条 件
1. 施 設	○施設があること。	○住民が使用しやすいように整備されていること。	○冬は暖かく、夏は涼しく使用できるように整備されていること。	○広間の他に和室、炊事場、展示室があること。
2. 設 備	○便所や湯沸かし場があること。	○掃除道具などを入れる倉庫があること。 ○映写ができるためのコンセントがあること。 ○国旗掲揚台(柱)があること。	○扇風機などが使用できるコンセントが、数カ所あること。 ○掲示板があること。 ○会議室があること(30人)。 ○暗幕装置があること。 ○スクリーンがあること。	○料理の実習ができるような調理室があること。 ○バレーボールができる広場(駐車場)があること。 ○空き地を利用して花壇があること。 ○お知らせなどに使用する放送施設があること。
3. 備 品	○黒板や演壇、机があること。 ○消火器、清掃道具があること。	○行事予定板があること。 ○国旗があること。 ○下駄箱があること。	○敷物、ゴザが用意してあること。 ○ストーブや扇風機があること。 ○柱時計があること。 ○和室に鏡が備えてあること。	○プレーヤー、拡声機があること。 ○座布団が30人前以上あること。 ○卓球台、バレーボール、ゲートボール道具があること。 ○炊事場にはかりが用意されていること。
4. き ま り	○規約があること。	○規約が全世帯に配布されていること。 ○運営規則があること。	○総会時には毎年規約が添付されていること。 ○公民館の使用規則があること。旅費及び慶弔規約があること。	○表彰、感謝状の贈呈規約があること。
5. (世話人) 役 員	○館長、副館長、書記会計、監査がいる。	○部長がいる。 ○運営委員がいる。	○主事がいること。	○主事がいること。
6. (話し合い) 会 議	○総会が開かれていること。 ○役員会が開かれていること。	○班会が半数程度開かれていること。 ○運営委員会が開かれていること。(年3回以上)	○班会が80%以上開かれていること。 ○部会が開かれていること。	○班会が定期的に100%開かれていること。 ○各団体の横の連絡会が開かれていること。
7. 事 業	○事業計画があること。	○住民が希望する事が計画されていること。 (運動会その他) ○民主団体が育てられていること。 (青少年団体や大人の団体)	○日常生活上必要なが事業として計画されていること。 ○青少年リーダーを育てるため研修会や講習会などに公民館費で派遣されていること。	○アンケート調査によって住民の希望が把握され、それにもとづいて事業が計画されていること。 ○自由な小グループの会合が盛んであること。
8. 予 算	○予算がたてられていること。	○住民の公民館として研究された予算であること。	○役職員の報酬規定があること。	○よりよい生活づくりをする自治公民館の運営活動に必要な経費が研究され、それを基礎にした予算がたてられていること。 ○施設を維持する経費が積み立てであること。
9. おしらせ		(回覧版がある) ○役員会や運営委員会、部会、総会の結果がたえず全家庭に知らされていること。	○広報担当者がいて、館報が年6回以上発行されていること。 ○必要に応じて回覧版が発行されていること。	○広報委員会が設置され、毎月1回館報が発行されていること。
そ の 他		○なにかの時に役立つ積立金があること。	○目的ある積立金があること。	○施設や設備の減価償却が計算され積立金が毎月相当額積み立てられていること。
展 示		○当該年度の各種団体、役員名が内壁に貼ってあること。 ○公民館の努力事項が貼ってあること。	○各団体(民主団体)の目的が貼ってあること ○事業実施の記録写真が貼ってあること	○自治公民館の参加(人口)の現状と推移が貼ってあること。
備 考	○時間励行	○自治公民館の意義や事業を住民に理解させる。	○住民の自治公民館としての体制づくり。	○積極的な住民の参加(運営や事業など)計画と実施。 ○理想とする自治公民館のビジョンが話し合いによって作られる。

自治公民館活動での事業〔例〕

公立公民館との連携



公 民 館 規 約 (例)

第1条 (名称及び事務所)

本公民館は〇〇自治公民館と称し、事務所を本館内におく。

第2条 (目 的)

本公民館は〇〇区内における住民の学習の場であり、地域社会の発展と明るく豊かな町づくりのセンターとして、区民の健康の増進、教養の向上、情操の純化をはかり、文化の振興と福祉の増進に寄与し、併せて地区民の親睦、融和をはかることを目的とする。

第3条 (事 業)

本公民館は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種学級、講習会、研修会、講演会、講座等の開設に関する事
2. 各種団体、グループ等の育成強化と連絡調整に関する事
3. 住民の集会や展示会等に関する事
4. 各種研修、視察等に関する事
5. 住民の福祉、体育、レクリエーション、文化活動の推進に関する事
6. 住みよい地域づくりの推進に関する事
7. 公民館の維持管理に関する事
8. その他、特に必要と認める事項

第4条 (役員及び役員の任期)

本公民館に次の役員をおき、任期は2年とし、再任を妨げない。

欠員による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

1. 館 長 1名
2. 副館長 1名
3. 主 事 1名
4. 会 計 1名
5. 書 記 1名

第5条 (役員を選出)

本公民館の役員は総会において選出する。

第6条 (役員の仕事)

本公民館の役員の仕事は次のとおりとする。

1. 館長は本館を代表し、館の業務を総括する。
2. 副館長は館長を補佐し、館長に事故ある時は館長の仕事を代行する。
3. 主事は館長、副館長を補佐し、館長の命を受け、行事、庶務等事務にあたる。
4. 会計は館長の指示により、会計事務にあたる。
5. 書記は館長の指示により、本館業務の記録などの事務にあたる。

第7条 (監 査)

本公民館の会計及び業務を監査するため監査を2名おく。

監査は館長の要請あるときは役員会に出席する。

監査の任期及び選出等については役員と同じとする。

第8条 (部の設置)

本公民館は事業遂行のため、次の部をおき部長1名、副部長1名と委員若干名をおく。部長、副部長、委員は公民館長が委嘱し、任期は役員と同じとする。

1. 総 務 部

(1) 館務全般の企画立案に関すること

(2) 公民館の管理に関すること

2. 教養文化部

(1) 各種学級講座、講演会、講習会等に関すること

(2) 文化祭に関すること

(3) その他必要と認める事項

3. 保健体育部

(1) 保健衛生に関すること

(2) 体育・レクリエーションに関すること

(3) その他必要と認める事項

4. 育 成 部

(1) 青少年の健全育成に関すること

(2) その他必要と認める事項

5. 女性(婦人)部

(1) 女性に関すること

(2) その他必要と認める事項

第9条 (総 会)

本公民館の総会は、原則として毎年4月に開くものとする。但し、館長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

1. 規約の改正に関すること

2. 役員を選出

3. 事業経過報告、決算の報告と監査報告及び承認

4. 事業計画並びに予算の審議・承認。

5. その他重要案件の審議

第 10 条 (運営委員会)

本公民館を能率的、効果的に運用するため運営委員会をおく。

1. 運営委員会は、本公民館の役員、各部長、各民主団体の役員、及び館長が必要と認めた者をもって組織する。
2. 運営委員は住民の代弁者となり、その意志を反映するよう努めるものとする。
3. 運営委員の任期は公民館役員等を除く外、それぞれの団体の役員の任期とする。
4. 運営委員会は、公民館の運営等について審議する。

第 11 条 (議 決)

本公民館の会議は、過半数の出席で成立し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により議決する。

第 12 条 (経 費)

本公民館の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 14 条 (使用料等)

本公民館の使用料等は次のとおりとする。

1. 本公民館内の住民のための使用について館長が認めたものについては、無料とする。
2. その他については別に定める。

第 15 条 (規約の改正)

本公民館の規約の改正は総会で行う。

第 16 条 (補 則)

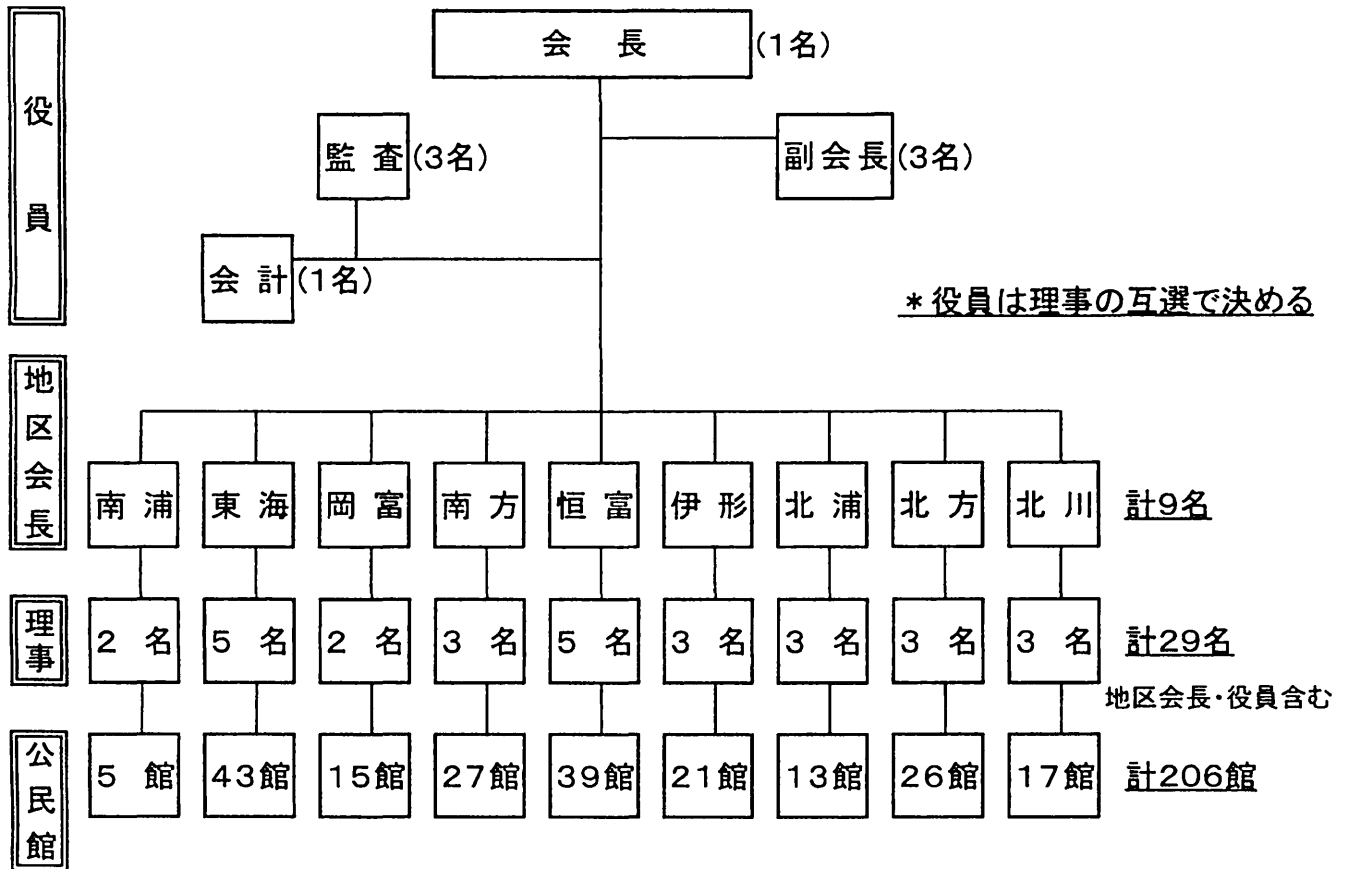
その他公民館使用規定等必要なものは別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日より施行する。

延岡市公民館連絡協議会

組織運営図



会議

《名称》	《内容》	《構成員》
1. 役員会	基本方向の協議、事業実行計画協議、他	(会長・副会長・会計)
2. 地区会長会	地区活動に関する案件の協議	(地区会長・役員)
3. 理事会	総会決定に基づく事業の実行計画の審議 その他の諸案件の審議	(理事・役員)

部会構成 * 理事役員で構成する。

〈部会名〉	〈構成人員〉	〈内容〉
・文化広報部会	(3名)	主として「市公連だより」の発行にかかわる作業。
・体育部会	(26名)	体育関係事業の会場設定、具体化計画、実施運営。

* 総務部的な事業項目は役員会で担当する。